

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです)

この書面をよくお読みください。

○当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

- ・当社は、有価証券のお預かりについては、料金をいたしません。
- ・預託している株券等を当社以外の金融機関へ預替え（移管）される場合には、以下の移管手数料をいただきます。

■株式 ※	： 1 単元以下	1, 100 円（税込み）
	1 単元増すごとに	550 円加算（税込み）
	19 単元以上	11, 000 円（税込み）
■投資信託	： 1 銘柄	1, 100 円（税込み）
■債券、外国証券	： 1 銘柄	1, 100 円（税込み）

手数料は消費税率 10%に基づく税込み料金です。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

※証券保管振替機構を通じて移管する株式を指します。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいたうえで、有価証券の売買等の注文を受付けております。この口座開設に際して、当社では、お客様と当社との間で行う取引に関する取決め事項を定めた約款集をお客様にお渡しいたしますので、あらかじめよくお読みください。

この契約の終了事由

当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合は、この契約は解約されます。

- お客様から解約のお申出があった場合
- この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- やむを得ない事由により、当社が解約を申出た場合

当社の概要

商号等	九州FG証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長（金商）第18号
本店所在地	〒860-0047 熊本県熊本市西区春日1丁目12番3号		
連絡先	096-285-9302 又はお取引のある部支店にご連絡ください。		
加入協会	日本証券業協会		
指定紛争 解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター （最終頁「金融ADR制度のご案内」をご参照ください）		
資本金	30億円		
主な事業	金融商品取引業		
設立年月	平成29年6月		